

顧問先社長 経営幹部各位

株式会社 アンジェロ  
社労士法人 斎藤マネジメントオフィス・アンジェロ

TEL 03-5356-6377

TEL 048-781-2651

URL <http://www.slmo.co.jp/>

## 《地域別最低賃金が改定されました》

厚生労働省より、平成 30 年度の地域別最低賃金の改定について発表がありました。最低賃金には、地域別最低賃金と産業別最低賃金の 2 種類がありますが、今回は**地域別最低賃金**の改定になります。今後、全国加重平均が 1000 円になることを目指し、年率 3%程度を目度として引き上げになります。

### 《都道府県別最低賃金（時間額）》

都道府県	東京都	埼玉県	神奈川県	千葉県	群馬県	栃木県	茨城県
最低賃金額	985 円	898 円	983 円	895 円	809 円	826 円	822 円
発行年月日	30.10/1	30.10/1	30.10/1	30.10/1	30.10/6	30.10/1	30.10/1

### 《ご注意ください》

- ① この最低賃金は、各都道府県内で事業を営む使用者とその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用されます。
- ② 「精皆勤手当」「通勤手当」「家族手当」「時間外・深夜・休日手当」「臨時または 1 カ月を超える期間ごとに支払われる賃金」を除いた金額が最低賃金額以上でなければなりません。
- ③ 一部の鉄鋼業や製造業、出版業や小売業等には別途、産業別最低賃金が適用されます（都道府県によって適用範囲や額が異なります）。

### 《最低賃金額以上となっているか確認する方法》

実際の賃金が最低賃金額以上となっているかどうか調べるためには、最低賃金の対象となる賃金額と適用される最低賃金額を次の方法で比較します。

時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金
日給の場合	日給 $\div$ 1 日の所定労働時間 $\geq$ 最低賃金
週給、月給などの場合	賃金額を時間当たりの金額に換算した額 $\geq$ 最低賃金

※産業別最低賃金の改定は、例年通りであれば 12 月頃に改定されます。こちらにつきましてもわかり次第ご連絡いたします。

### 【年次有給休暇の時季指定義務について】～平成 31 年 4 月 1 日施行～

8 月号トピックスに記載いたしました「年休が 10 日以上付与される労働者に対しての、付与日から 1 年以内の 5 日間の年休取得義務」について新たな方針が発表されました。

#### ①労働者の申出+使用者の時季指定による取得（半休も含む）

労働者自ら 5 日取得した場合は、使用者の時季指定は不要です。

労働者の自主取得や計画年休の合計が 5 日未満のとき、使用者の時季指定義務が生じます。

#### ②前倒し付与された場合は、年休の取得期間も前倒しに

【例：4/1 入社 10/1 法定基準日 7/1 に前倒しで 10 日有給付与⇒7/1～翌年 6 月末までの 1 年間で 5 日取得義務】

※対象者は平成 31 年 4 月 1 日以降に年休が付与された労働者（管理監督者も含む）です。

※時季指定は労働者の意見聴取を行い、その意見を尊重するよう努めなければなりません。

※労働者ごとに、年次有給休暇管理簿を作成し、3 年間保存する必要があります。

上記内容につきましてご質問等がございましたら、お気軽にご相談ください。